

報告事項 1

教育委員会における「業務改善及び  
コンプライアンス推進取組」について

教育政策課

## 教育委員会における「業務改善及びコンプライアンス推進取組」について

### 1. 趣旨・目的

#### (1) 「業務棚卸し」による「業務改善」の実施

教育の現場においては、教職員の多忙化が指摘されていること等を踏まえ、業務の簡素化・効率化、長時間勤務解消や経費節減、さらには教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の推進を図り、もって、教職員の「業務改善」への意識が高まる契機とすることを目的として、「業務棚卸し(\*)」による「業務改善」を実施する。

\*業務棚卸し…自身や担当内の全ての業務を振り返り、進め方を「総点検」することで、様々な業務があることを再認識し、改善点に気付く契機とすること。

#### (2) 「コンプライアンス推進取組」の実施

風通しの良い職場づくりにより、教職員の不祥事や、不注意による事務処理ミスを予防し、もって、県民の期待と信頼に応える教育を推進することを目的として、各職場での「コンプライアンス推進取組」を実施する。

### 2. 対象所属及び職員

- (1) 徳島県教育委員会事務局及び県立学校に所属する教職員並びに市町村立の小・中学校に所属する県費負担教職員。ただし、臨時教職員(次の(2)に該当する教員を除く。)及び非常勤教職員は除く。
- (2) 地方公務員法第17条の規定に基づく補充教員(小中学校の定欠又は県立学校の期限付講師)のうち、当該年度を通じて任用されている者。

### 3. 実施期間

当該年度の9月末日まで

(次年度以降は、前年度の報告以降の取組みを含めても可)

### 4. 各所属での取組内容

#### (1) 業務改善

- ① 県民サービスや教育の質の向上に関する事
- ② 業務の「簡素化・効率化」に関する事
- ③ 児童生徒と向き合える時間の確保に関する事
- ④ 「長時間勤務解消」や「超過勤務縮減」に関する事
- ⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」の推進に関する事
- ⑥ 「経費の削減」に関する事

#### (2) コンプライアンス推進取組

- ① 不祥事防止に向けた取組み
- ② うっかりミス防止に向けた取組み
- ③ 風通しの良い職場づくりに向けた取組み
- ④ 県民の範となる取組み(ボランティアなど社会貢献活動の取組み)

## 5. 取組内容の報告

- (1) 所属における改善取組の推進等を図るため、県教育委員会事務局に「働きやすい職場づくり推進委員会（以下、「推進委員会）」を設置する。
- (2) 所属長は、各所属での取組結果を次のとおり報告する。
  - ① 県教育委員会事務局及び県立学校は、9月末までに推進委員会へ報告する。
  - ② 市町村立の小・中学校は9月末までに市町村教育委員会へ報告する。市町村教育委員会は、管内の小・中学校から報告された取組みの中から優れた取組みを選定の上、10月末日までに推進委員会へ報告する。
- (3) 推進委員会は、上記①②により報告を受けた取組みの中から、「優れた取組み」を選定の上、県教育委員会に報告する。

【名称】	働きやすい職場づくり推進委員会
【構成員】	委員長 副教育長 副委員長 教育次長(2) 委員 教育政策課長、コンプライアンス推進室長、 教職員課長、福利厚生課長
【事務局】	教育政策課及び教職員課

## 6. 特に優れた取組みの表彰

県教育委員会は、上記5により報告を受けた取組みの中から「特に優れた取組」を表彰する。  
表彰は、現行のグループ表彰に基づき実施することとし、「業務改善」及び「コンプライアンス推進取組」に資するものとして行う。

## 7. 公表及び周知

上記6により表彰を受けたグループについては、マスコミに資料提供し、公表をするとともに、その取組内容については、教育ジョーリ・グループウェア（掲示板）を活用して、各所属に広く周知し、積極的な情報共有を図る。

## 8. スケジュール

- ～9月末日 各所属で取組みを実施の上、推進委員会又は市町村教育委員会へ報告
- 10月末日 市町村教育委員会は管内の優れた取組みを推進委員会へ報告
- 12月下旬 県教育委員会は、特に優れた取組みに対して表彰

